

第4次安城市地域福祉計画（第5次地域福祉活動計画含む）策定業務に係る
公募型プロポーザル方式実施要領

1 業務名 第4次安城市地域福祉計画（第5次地域福祉活動計画含む）策定
業務

2 業務場所 安城市役所ほか、受注者所在地

3 趣旨

本業務は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき「第3次安城市地域福祉計画（第4次地域福祉活動計画含む）」の見直しにあたり、現行計画を踏襲しつつ、地域の現状と問題点を取り込み、地域住民、福祉関係団体、福祉事業者、社会福祉協議会等と本市の協働による地域福祉活動を一層進めるための新たな計画を策定することができる、高度な専門知識と技術及び豊富な創造性を有する質の高い事業者を審査し選定する。

4 業務内容

別紙「第4次安城市地域福祉計画（第5次地域福祉活動計画含む）策定業務仕様書」のとおり

5 履行期間

契約締結日の翌日から平成31年3月31日まで

6 提案上限額 7,000,000円

- (1) この金額は、企画内容の規模を示すものである。
- (2) 見積書の金額に消費税を含めたものが、この金額を超えてはならない。
- (3) 年度割りについては、各々の提案上限額を平成29年度は250万円以内、平成30年度は450万円以内として見積る。（提案上限額は予算額であり、予定価格ではない。）

7 参加資格

参加者は次のいずれにも該当する場合、参加資格があるものとする。

- (1) 公告の日において、安城市競争入札参加資格者名簿（委託）に掲載されている県内の事業者であること。
- (2) 公告の日から契約締結日までに、安城市から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (3) 過去10年間（当該年度含まず）において、市町村の発注する地域福祉

計画に関する調査・分析・計画策定業務の元請としての実績、若しくは、総合計画や高齢者福祉計画等のソフト事業に係る計画策定に関する業務の実績を有すること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 公告の日から契約締結日までの期間において、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

8 日程

本プロポーザルの日程は以下のとおり。なお、本市の都合により予定を変更する場合がある。

1	実施要領の公告日	平成29年6月12日（月）
2	実施要領への質問の受付開始	平成29年6月12日（月）
3	実施要領への質問の提出期限	平成29年6月20日（火）
4	参加表明書の提出期限	平成29年6月23日（金）
5	参加資格の確認・書類審査（一次審査）	平成29年6月26日（月）
6	結果通知（一次審査）	平成29年6月30日（金）
7	辞退届の提出期限	平成29年7月7日（金）
8	企画提案書の提出期限	平成29年7月12日（水）
9	企画提案審査（二次審査）	平成29年7月26日（水）
10	結果通知（二次審査）	平成29年8月上旬
11	契約締結	平成29年8月中旬

9 参加表明手続き

(1) 提出書類 参加表明手続きの提出書類は以下のとおり。

	名称	様式	部数	備考
1	参加表明書	様式1	1	
2	会社概要	様式2	1	・「保有資格」欄に記載したものは、参加表明書提出時に証明書類（コピー可）を提出。
3	類似業務実績一覧	様式3	1	・市町村の地域福祉計画、総合計画、高齢者福祉計画等のソフト事業に係る計画策定に関する業務の実績を過去10年分記載。 ・無償のものは実績とみなさない。 ・記載したものについては、参加表明書提出時に当該契約書の写しを提出。
4	業務実施体制図	様式4	1	・本業務を受託した場合の業務実施体制図（指揮命令系統を明示）を提出。 ・協力会社や再委託予定先等、本業務を遂行するすべての事業者を記入。

	名称	様式	部数	備考
				・様式5の業務従事者の氏名は必須。
5	業務従事者一覧	様式5	1	・「保有資格」欄に記載したものは、参加表明書提出時に証明書類（コピー可）を提出。 ・現在試験が行われていない資格に関しては、現在の同等資格もカッコ書きで明記。
6	納税証明書	—	1	・法人税、消費税、法人事業税の直近1年分（非課税の場合はそれを証明するもの）の原本。 <u>※コピー不可</u>
7	損益計算書・貸借対照表	任意	1	・直近3年分。

(2) 提出期限 平成29年6月23日（金）午後5時までに必着

(3) 提出場所 安城市福祉部社会福祉課社会福祉係

(4) 提出方法 持参または書留、簡易書留とする。

また、持参時は前日（土日祝日除く）の午後5時までに、持参日時を電話連絡すること。なお、提出時の企画内容説明は受け付けない。

10 質問及び回答

(1) 提出書類 実施要領への質問は、様式6「質問票」を1部提出すること。

(2) 提出方法 shakaifukushi@city.anjo.lg.jp あてメールで提出し、到達確認を電話で必ず行うこと。

(3) 提出期限 平成29年6月20日（火）午後5時まで

(4) 回 答 すべての参加者に連絡先メールアドレスあてに送信する。

(5) その他 電話・FAXによる質問や本実施要領の内容以外の質問は受け付けない。

11 参加資格の確認・書類審査（一次審査）

(1) 内 容 参加者からの提出書類により審査する。

(2) 日 時 平成29年6月30日（金）

(3) 結果通知 参加資格の確認、書類審査を行った後、結果を参加者の連絡先メールアドレスあてに、個別に通知する。

12 辞退届

参加表明後に、辞退する場合は様式7「辞退届」を以下のとおり提出すること。

(1) 提出方法 持参または郵送。

(2) 提出期限 平成29年7月7日(金)午後5時までに必着。

1.3 企画提案手続き

(1) 提出書類 企画提案手続きの提出書類は以下のとおり。

	名称	様式	部数
1	企画提案書の表紙	様式は任意。ただし、業務名・会社名を明記すること。	印刷物：10部 CD-ROM：1（マイクロソフト社のWord、Excel、PowerPointまたはアドビ社のPDF）
2	企画提案書	様式は任意。ただし、以下の要件を満たすこと。 ・A4判30ページ以内で作成すること。なお、ページ数に表紙は含めない。また、A3判は2ページ分で積算する。 ・文字サイズは10.5ポイント以上とする。 ・ページ番号を付記すること。 ・その他、記載内容等は「第4次安城市地域福祉計画（第5次地域福祉活動計画含む）策定提案書作成要領」を参照すること。	
3	見積書	様式8	1
4	見積書内訳	様式は任意。見積金額の内訳が分かるものを添付すること。	1

(2) 提出方法 安城市福祉部社会福祉課社会福祉係に直接持参

(3) 提出期限 平成29年7月12日(水)午後5時まで

1.4 企画提案審査（二次審査）

(1) 内容 事前に提出された企画提案書に基づき参加者がプレゼンテーションを行い、それを審査する。

(2) 日時 7月26日(水)午後1時30分から

(3) 場所 詳細は別途通知する。

(4) 発表時間 30分。終了後、本市から10分程度質疑応答を行う。

(5) 説明者 本事業を実際に行う業務担当者とする。

(6) 機材 プロジェクターとスクリーンは本市が用意するものを使用してもよい。

(7) 結果通知 審査結果については、本市公式ウェブサイトにて公表するとともに、結果通知を参加者に文書で個別に通知する。

1.5 選定委員会の設置

本市は、優れた企画提案者を選定するため、選定委員会を設置する。選定委員会は提案の審査を行い、優秀提案者を選定する。

1.6 優先交渉権者の決定

選定委員会の選定を受けて、委員ごとの採点の合計点が高いものから順位

を付け、第1位と採点した委員を多く獲得した者を優先交渉権者として決定する。優先交渉権者との交渉が整わない場合または優先交渉権者がその資格を喪失した場合は、次順位の者と交渉する。

なお、第1位と採点した委員が同数であった場合の優先順位は、各委員の合計点を集計した総合得点がより高い者を優先交渉権者、次に高い者を次点交渉権者とする。

1.7 審査項目及び配点比率

審査項目及び配点比率は、以下のとおり。なお、一次審査の得点は二次審査には引き継がない。

(1) 一次審査

項目	内容	比率 (%)
書類審査	会社概要、類似業務実績一覧、業務実施体制図、業務従事者一覧等の書類を審査。	100
計		100

(2) 二次審査

項目	内容	比率 (%)
企画提案審査	企画提案を審査。 評価の詳細は、「第4次安城市地域福祉計画（第5次地域福祉活動計画含む）策定業務委託に係る企画提案評価項目」のとおり。	80
価格審査	見積書を審査。	20
計		100

1.8 企画提案の無効

次のいずれかにあたる場合は、企画提案を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類の不備及び未記入がある場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 複数の企画提案書を提出した場合

1.9 提出書類の変更

企画提案に関する書類の追加、変更、差し替えおよび再提出は原則として認めない。提出書類の誤字脱字等がある場合は、プレゼンテーション時に説明すること。

2.0 プロポーザルに関する注意

- (1) 本プロポーザル実施についての説明会は行わない。
- (2) 参加表明後の辞退は自由であり、辞退しても今後の業務において不利益

な扱いを受けることはない。

- (3) 提出書類等の作成、提出及びプレゼンテーション等の費用は、すべて参加者の負担とする。
- (4) 本市への提出書類及び CD-ROM の返却は行わない。
- (5) 本プロポーザルの審査経過に関する質問は受け付けない。

2.1 再委託の禁止

受注事業者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。ただし、この場合でも、受注事業者は当該第三者の行為のすべてについて責任を免れない。

2.2 契約

契約については、受注事業者と別途協議の上決定する。なお、契約内容の解釈で受注者と発注者の間で疑義が生じた場合は、発注者の意向を優先する。

2.3 問い合わせ先および各種書類の提出先

	項目	内容
1	郵便番号	446-8501
2	住所	安城市桜町18番23号
3	担当	安城市福祉部社会福祉課社会福祉係
4	電話	0566-71-2262
5	FAX	0566-74-6789
6	e-mail	shakaifukushi@city.anjo.lg.jp